

公 示

「災害時における河川災害応急復旧等に関する協定（ゲート設備、ポンプ設備、災害対策用機械）」の申請について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和 4年 1月18日

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所長
岩 見 洋 一

記

1. 協定の目的

江戸川河川事務所の管理する河川施設等において発生した災害の応急復旧等に関し、必要な建設資機材及び労力等について、江戸川河川事務所と協定会社がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止及び被害施設の早期復旧に向けて、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

- (1) 協定書 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙－1「江戸川河川事務所直轄管理区間」のとおり
- (3) 協定内容 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、河川用ゲート設備、ポンプ設備及び災害対策用機械に関する応急復旧等を想定している。
- (4) 協定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 申請者の条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 【ゲート設備、ポンプ設備の場合】
関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち「機械設備工事」に認定されている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。

【災害対策用機械の場合】

令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA・B・C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を

有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 【ゲート設備、ポンプ設備の場合】

関東地方整備局管内に、建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

【災害対策用機械の場合】

関東地方整備局管内に本店、支店又は営業所を有すること。

(5) 申請書及び資料の提出期限の日から協定締結までの期間に、建設業法に基づく営業停止を受けていないこと。

(6) 【ゲート設備、ポンプ設備の場合】

協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外の労災保険に加入していること。また、当該法定外の労災保険は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外の労災保険には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、いずれの方式でも良い。

ただし、当該協定を締結する時点においては、施工業者等が法定外の労災保険に加入していることを条件としない。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒278-0005 千葉県野田市宮崎134

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 管理課

電話04-7125-7319

(2) 申請書類等の交付期間、場所及び方法

申請書類等は、以下の期間、場所及び方法により交付します。

①ホームページによる交付

令和4年1月18日（火）から令和4年2月14日（月）まで江戸川河川事務所ホームページの「最新のお知らせ」から公募関係資料等のダウンロードができます。

※ホームページアドレス：<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/>

②当部局での交付

令和4年1月18日（火）から令和4年2月14日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分～17時15分に4.（1）担当部局において紙又は電子データにより配布します。

なお、電子データで配布希望の場合は、電子媒体（CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW）を持参して下さい。

③配布する書類とファイル形式

公募関係資料 pdf形式

申請書関係資料 word形式

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

申請書及び資料は、以下の期間、場所及び方法により受付を行います。

①申請場所及び方法

4.（1）担当部局に下記②の期間に持参、郵送又は託送（郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る）するものとし、FAX及び電子メールによるものは受け付けない

②申請期間

令和4年1月18日（火）から令和4年2月14日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分～17時15分に受け付けます。

なお、郵送の場合は、最終日の消印、託送の場合は、最終日に託送業者が受付を行ったものまでを有効とする。

③申請書類の内容

申請書類は、以下の書類を添付して下さい。

- ・様式-1（協定参加申請書）
- ・調査様式-1（応急復旧等に関する調査票（1））
- ・補足説明資料等

5. 審査基準

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行います。

評価項目	審査基準	欠格要件
協定に基づく出動要請を行った場合に派遣できる技術者の可否 (調査様式-1)	【協定区分：ゲート設備】 下記資格等を1つ以上有している技術者の有無 ・技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設-鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）） ・1級又は2級土木施工管理技士（土木） ・1級又は2級建築施工管理技士（躯体） ・1級建築士の資格を有する者	資格保有者がいない場合

	<p>・建設業法第7条第2号イ、ロで定めるもの。</p> <p>イにあつては、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学又は機械工学に関する学科を修めた者。</p> <p>【協定区分：ポンプ設備】 下記資格等を1つ以上有している技術者の有無</p> <p>・建設業法第7条第2号イ、ロ、ハで定めるもの</p> <p>イにあつては建築学、機械工学又は電気工学に関する学科を修めた者。</p> <p>ハにあつては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。））</p> <p>【協定区分：災害対策用機械】 過去に関東地方整備局管内で実施した災害対策用機械操作訓練等の経験を有する者。もしくは、操作訓練等参加可能な技術者を配置できること。</p>	
協定に基づく出動要請を行った場合に派遣できる作業員の可否（※協定会社を含む） （調査様式－1）	作業員の人数	作業員を確保できない場合
工事施工実績 （調査様式－1）	<p>【協定区分：ゲート設備】 平成18年4月1日以降に元請けとして完了又は完成し、引渡しが完了した1）対象設備に示す設備に関して以下のいずれかの実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検整備業務 ・新設工事又は修繕工事 <p>1）対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川用又はダム用のローラゲート設備 	施工実績が無い場合

	<p>【協定区分：ポンプ設備】 平成18年4月1日以降に元請けとして完了又は引渡しが完了した1) に示す対象設備に関して以下のいずれかの実績を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検整備業務 ・新設工事又は修繕工事 <p>1) 対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揚排水ポンプ設備（陸用ポンプに限る） <p>【協定区分：災害対策用機械】 企業の施工実績は求めない</p>	
過去の2年間の工事成績評定表の平均点	<p>【協定区分：ゲート・ポンプ設備】 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の平成31年4月1日から令和3年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点</p> <p>【協定区分：災害対策用機械】 工事成績は求めない。</p>	平均点が60点未満の場合

※ 協定に基づく出動要請を行った場合に派遣できる作業員の人数は、協力会社の数量を含めてもかまいません。

6. 選定結果の通知

申請書を審査の上、「災害時における河川災害応急復旧等に関する協定（ゲート設備、ポンプ設備、災害対策用機械）」の選定結果を申請者に書面にて通知する。通知は、令和4年3月1日（火）を予定しています。

7. 締結できない者に対する理由の説明

協定を締結できないと通知された申請者は、江戸川河川事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由様式）により説明を求めることができます。なお、持参又は郵送（期限内に必着のこと）するものとし、FAX及び電子メールによるものは受け付けません。

(1) 提出期間

令和4年3月2日（水）から令和4年3月8日（火）までの8時30分から17時15分までとします。

(2) 提出場所

4. (1) の受付場所と同じ。

(3) 回答期限及び方法

令和4年3月15日(火)までに書面により回答します。

8. 協定の締結

選定結果の通知において、協定を締結できる者として通知された者は、以下に従い「災害時における河川災害応急復旧等に関する協定書(ゲート設備)」を2部作成し提出して下さい。作成については、別紙-2「協定書の作成について」を参照して下さい。なお、持参、郵送又は託送(郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る。)によるものとし、FAX及び電子メールによるものは受け付けません。

(1) 提出期間

令和4年3月2日(水)から令和4年3月15日(金)までの8時30分から17時15分までとします。

(2) 提出場所

4. (1) 担当部局に同じ

(3) 協定書の返却期限

令和4年3月31日(木)までに1部返却します。

9. その他

(1) 連絡先の調査

協定締結後、所定の書式により緊急時の連絡先及び平常時の連絡先を提出して頂きます。調査内容、調査時期は以下の通りです。

①調査内容

・緊急時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及び保有している携帯電話のメールアドレスの記載をお願いします。

・平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の電話番号、会社で使用している電子メールアドレスの記載をお願いします。

・他機関との協定締結状況

他機関と災害時における協定又は契約の締結状況の記載をお願いします。

・事業継続計画(BCP)の策定状況

関東地方整備局に「災害時の基礎的事業継続力を備えている建設会社」として認定等されている状況の記載をお願いします。

②提出時期

- ・令和4年4月1日(金)～4月15日(金)に必ず提出して下さい。
- ・変更が生じた場合は、上記期間以外でも速やかに提出して下さい。

③提出先

4. (1) 担当部局に同じ。

④提出方法

電子メール、郵送、託送又は持参による。なお、郵送、託送及び持参される場合であっても、電子媒体（CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW）に電子データを保存し提出して下さい。電子媒体は、返却致しません。

⑤その他

- ・書式は、協定書の返却時にお渡しします。
- 電子データを希望される方は、電子媒体（CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW）を持参して下さい。
- ・変更が生じた場合は、遅滞なく修正して下さい。

(2) 技術者の人数、作業員の人数調査

協定締結後、災害時に派遣できる技術者の人数及び作業員の人数について、変更があった場合は速やかに申し出てください。

(3) 申請書について

- ①申請書類に要する費用は、提出者の負担とします。
- ②提出された申請書類調査票は、当目的以外には使用しません。
- ③ 出された調査票は返却しません。
- ④申請書類に関する問い合わせは、4. (1) 担当部局に同じ。

(4) 総合評価落札方式による入札における加点について

本協定を締結している者は、江戸川河川事務所が発注する総合評価落札方式で有利に評価される工事があります。

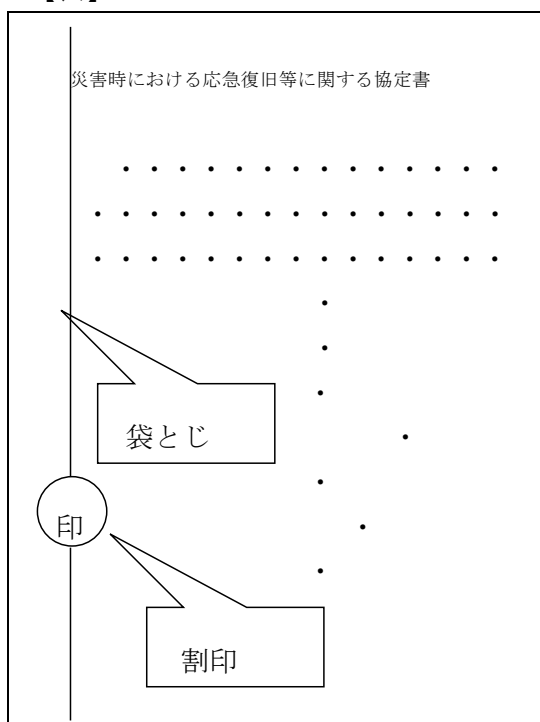
江戸川河川事務所直轄管理区間

水系名	河川名	区 間		河川延長 (km)
		上 流 端	下 流 端	
利 根 川	江 戸 川	利根川からの分派点	東京湾	54.6
	旧 江 戸 川	江戸川からの分派点	左岸： 江戸川区東篠崎町地先の標杭 右岸： 江戸川区東篠崎町276	0.4
	利 根 運 河	利根川からの分派点	江戸川への合流点	6.8
	坂 川	流山市野々下字後田633-6地先の市道橋下流端	左岸： 松戸市小金字金の下672-2 右岸： 松戸市小金字金切1169-4	4.7
	坂 川 放 水 路	坂川からの分派点	江戸川への合流点	1.3
	北 千 葉 導 水 路	流山市大字駒木	坂川への合流点	2.0
	中 川	左岸： 北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内上1672-1 右岸： 北葛飾郡松伏町大字下赤岩字掛井堀中通1876-1	左岸： 葛飾区高砂町3-57 右岸： 葛飾区青戸町4-630	20.6
	綾 瀬 川	左岸： 越谷市大字蒲生字山王3794 右岸： 草加市金明町1361-3	左岸： 足立区神明町15 右岸： 足立区内匠本町3670	8.9
	三 郷 放 水 路	中川からの分派点	江戸川への合流点	1.6
	大 場 川	左岸： 三郷市新和2-383 右岸： 三郷市新和1-514-5	左岸： 三郷市新和4-167-1 右岸： 三郷市新和3-128-1	0.2
	第 二 大 場 川	左岸： 三郷市新和1-572 右岸： 三郷市八町堀字欠井堀83	大場川への合流点	0.5
	大 場 川 放 水 路	大場川からの分派点	三郷放水路への合流点	0.2
	綾 瀬 川 放 水 路	綾瀬川からの分派点	中川への合流点	4.0
	首都圏外郭放水路	大落古利根川からの分派点	江戸川への合流点	6.3

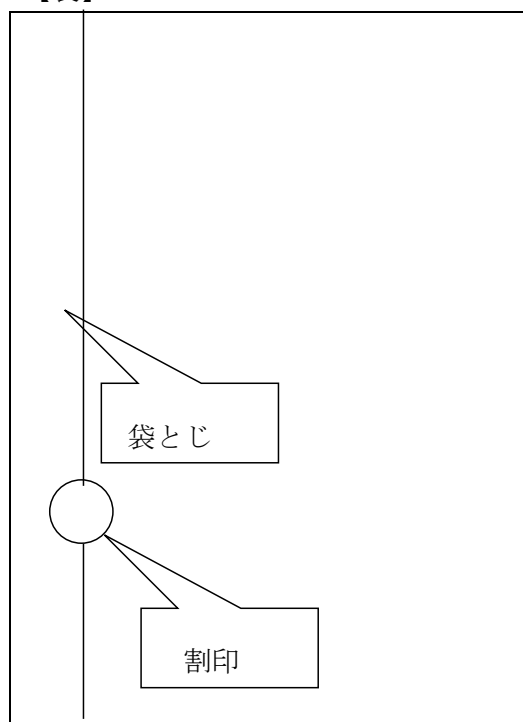
協定書の作成について

- 協定書は、A4袋とじとし、白黒で作成してください。
- 協定の締結日は空欄としてください。
(事務所長印を押印後、当方で記入します。)
- 協定締結者は、申請書に記載した役職者としてください。
(異動等があった場合は後任者としてください。)
- 割り印をしてください。(下図参照。 中間ページに割り印は不要です)

【表】



【裏】



様式-1

協定参加申請書

令和 年 月 日

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所長
岩見洋一様

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番

代 表 者 〇〇建設株式会社
代表取締役社長

〇〇 〇〇 印

「災害時における河川災害応急復旧等に関する協定（ゲート設備、ポンプ設備、災害対策用機械）」に参加したく申請書を提出します。
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

担当者： 〇〇 〇〇

部 署： 〇〇本店〇〇部〇〇課

電話番号（代） 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（内〇〇〇）

応急復旧等に関する調査票（1）

会社名：〇〇建設(株)

1. 応急復旧に関する協定における申請区分

ゲート設備	ポンプ設備	災害対策用機械
-------	-------	---------

※申請区分について、○をつけること。なお、複数の区分に申請する場合は該当する区分すべてに○をつけること。

2. 協定に基づく出動要請を行った場合の技術者の可否

【協定区分】ゲート設備

所有資格	人数	備 考
1 級土木施工管理技士	人	
2 級土木施工管理技士	人	
1 級建築施工管理技士	人	
2 級建築施工管理技士	人	
1 級建築士	人	
技術士	人	
建築業法第7条第2号イ、ロで定める者	人	
合計	人	

※会社に所属する派遣可能技術者の全ての人数を記載し、同一人物が複数の資格を所有している場合は、記載されている資格のいずれか1つを記載すること。

【協定区分】ポンプ設備

所有資格	人数	備 考
建築業法第7条第2号イ、ロ、ハで定める者	人	

【協定区分】災害対策用機械

①過去に関東地方整備局内で実施した災害対策用機械操作訓練等の経験を有する者

訓練用主催期間	派遣技術者数
江戸川河川事務所	人
〇〇事務所	人
〇〇事務所	人
合計	人

※同一人物が複数の機関の訓練を経験している場合は、いずれか1つの機関の欄に記載すること。

②操作訓練等参加可能な技術者を配置可能な場合

派遣技術者数
人

3. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能作業員の可否

作業員の数	自 社 :	人
	協力会社 :	人

4. 平成18年度以降の関東地方整備局における工事で元請として施工実績

【協定区分】ゲート設備

工 事 件 名	工 期	発注者名
	～	
CORINS番号		

※施工実績は、最新のものを記載し、CORINSの写しを添付すること。

ただし、CORINSでの記載内容で実績が不明な場合については、工事の施工内容がわかるもの(仕様書等)を添付すること。

なお、協定区分の両方に申請する場合は、各区分の施工実績をそれぞれ記載すること。

【協定区分】 ポンプ設備

工 事 件 名	工 期	発注者名
	～	
CORINS番号		

※施工実績は、最新のものを記載し、CORINSの写しを添付すること。

ただし、CORINSでの記載内容で実績が不明な場合については、工事の施工内容がわかるもの(仕様書等)を添付すること。

なお、協定区分の両方に申請する場合は、各区分の施工実績をそれぞれ記載すること。

【協定区分】 災害対策用機械

企業の施工実績は求めない。

災害時における河川災害応急復旧等に関する協定書 (ゲート設備、またはポンプ設備)

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長 岩見洋一(以下「甲」という。)と、〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、地震、洪水等の異常な自然現象及び予期できない災害等における下で発生した災害(以下「災害」という。)における被害の拡大防止のための応急復旧の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 江戸川河川事務所の管理する河川施設等において発生した災害の応急復旧等に関し、必要な建設資機材及び労力等(以下「建設資機材等」という。)について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止及び被害施設の早期復旧に向けて、その円滑な運営を期することを目的とする。

(主な業務の実施区間)

第2条 主な業務の実施区間は別紙の江戸川河川事務所直轄管理区間とする。

(業務の実施体制)

第3条 甲は、災害に係わる応急復旧業務等が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に確認し、出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。
3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。
4. 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第5条 乙または第3条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに施設管理課長または第2条に定める区間を担当する出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第6条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに施設管理課長または出張所長へ報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、第3条第1項により乙に出動を要請したときは、契約を締結するものとする。
2. 乙は、契約締結にあたっては、法定外の労災保険に付さなければならないものとする。

(連絡体制及び人員確保の報告、提出)

第8条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し甲から要請する人員について確保状況を甲へ書面により報告するものとする。
2. 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたときまたは連絡体制の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
3. 甲は、甲の災害時の連絡体制について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第9条 乙は、予め災害に備え使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。
2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害にかかる緊急活動に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

する。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(訓練等の参加)

第12条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(費用の請求)

第13条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第7条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第14条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第7条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(不可抗力による被害の負担)

第15条 応急復旧等の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(協定の解除)

第17条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

2. この協定締結後、関東地方整備局（港湾航空関係を除く）の一般競争（指名競争）入札参加資格のうち、「機械設備工事」の認定が取り消された場合。
3. 技術者、作業員のいずれかを派遣できなくなった場合。
4. 乙が申請し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第19条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所長 岩 見 洋 一

乙 ○○○○○○○○
代表取締役 ○○○○○○ 印

災害時における河川災害応急復旧等に関する協定書 (災害対策用機械)

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長 岩見洋一(以下「甲」という。)と、 ○○○○○○○代表取締役○○○○○○(以下「乙」という。)は、地震、洪水等の異常な自然現象及び予期できない災害等における下で発生した災害(以下「災害」という。)における被害の拡大防止のための応急復旧の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 江戸川河川事務所の管理する河川施設等において発生した災害の応急復旧等に関し、必要な建設資機材及び労力等(以下「建設資機材等」という。)について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止及び被害施設の早期復旧に向けて、その円滑な運営を期することを目的とする。

(主な業務の実施区間)

第2条 主な業務の実施区間は別紙の江戸川河川事務所直轄管理区間とする。

(業務の実施体制)

第3条 甲は、災害に係わる応急復旧業務等が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に確認し、出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。
3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。
4. 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第5条 乙または第3条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに施設管理課長または第2条に定める区間を担当する出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第6条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに施設管理課長または出張所長へ報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、第3条第1項により乙に出動を要請したときは、契約を締結するものとする。

(連絡体制及び人員確保の報告、提出)

第8条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し甲から要請する人員について確保状況を甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたときまたは連絡体制の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲の災害時の連絡体制について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第9条 乙は、予め災害に備え使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害にかかる緊急活動に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(訓練等の参加)

第12条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(費用の請求)

第13条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第7条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第14条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第7条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(不可抗力による被害の負担)

第15条 応急復旧等の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(協定の解除)

第17条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

2. この協定締結後、国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA・B・C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を取り消された場合。
3. 技術者、作業員のいずれかを派遣できなくなった場合。
4. 乙が申請し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第19条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所長 岩見 洋一

乙 ○○○○○○○○○
代表



江戸川河川事務所直轄管理区間

水系名	河川名	区 間		河川延長 (km)
		上 流 端	下 流 端	
利根川	江戸川	利根川からの分派点	東京湾	54.6
	旧江戸川	江戸川からの分派点	左岸：江戸川区東篠崎町地先の標杭 右岸：江戸川区東篠崎町276	0.4
	利根運河	利根川からの分派点	江戸川への合流点	6.8
	坂川	流山市野々下字後田633-6地先 市道橋下流端	左岸：松戸市小金字金の下672-2 右岸：松戸市小金字金切1169-4	4.7
	坂川放水路	坂川からの分派点	江戸川への合流点	1.3
	北千葉導水路	流山市大字駒木	坂川への合流点	2.0
	中川	左岸：北葛飾郡松伏町大字下赤岩字 内膳堀内上1672-1 右岸：北葛飾郡松伏町大字下赤岩字 掛井堀中通1876-1	左岸：葛飾区高砂町3-57 右岸：葛飾区青戸町4-630	20.6
	綾瀬川	左岸：越谷市大字蒲生字山王3794 右岸：草加市金明町1361-3	左岸：足立区神明町15 右岸：足立区内匠本町3670	8.9
	三郷放水路	中川からの分派点	江戸川への合流点	1.6
	大場川	左岸：三郷市新和2-383 右岸：三郷市新和1-514-5	左岸：三郷市新和4-167-1 右岸：三郷市新和3-128-1	0.2
	第二大場川	左岸：三郷市新和1-572 右岸：三郷市八町堀字欠井堀83	大場川への合流点	0.5
	大場川放水路	大場川からの分派点	三郷放水路への合流点	0.2
	綾瀬川放水路	綾瀬川からの分派点	中川への合流点	4.0
首都圏外郭放水路	大落古利根川からの分派点	江戸川への合流点	6.3	